

○富谷市市民活動団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において公益的で自発的な市民活動を行う団体を支援し、団体間のネットワーク構築や市民の社会貢献活動への参加の機会を広げるため、市民活動団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市民活動団体として登録することができる団体は、共益的又は互助的な活動を除き、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市民が自発的かつ自立的に活動している団体であること。
- (2) 営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動を行う団体であること。
- (3) 主に市内で活動している団体であること。
- (4) 5人以上で構成されており、その過半数が富谷市民である団体であること。
- (5) 活動の目的及び活動内容が、会則等で定められている団体であること。
- (6) 入退会に制限がなく、市民に開かれた活動をしている団体であること。
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 団体及び構成員が富谷市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条に規定する暴力団等に該当しない団体であること。

(登録の申請)

第3条 市民活動団体の登録をしようとする団体は、富谷市市民活動団体登録申請書・変更届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 会則又は規約（特定非営利活動法人は定款）
- (2) 構成員名簿
- (3) 申請する日の属する年度の活動計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、登録の要件に適合するか審査の上、登録を決定した場合には、当該団体に対し、富谷市市民活動団体登録証（様式第2号）を発行する。

(登録事項)

第5条 市長は、前条の規定により登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）について、次の各号に掲げる事項を登録する。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先
- (4) 設立年月日
- (5) 会員数
- (6) 団体の目的及び活動分野
- (7) 活動内容
- (8) 活動日及び活動時間帯
- (9) 会費等の有無
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(登録の有効期間)

第6条 市民活動団体の登録の有効期間は、当該登録をした日（以下「登録日」という。）から登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録日が1月から3月までの日である場合は、登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(変更の届出等)

第7条 登録団体は、前条に規定する期間内に登録事項に変更が生じたときは、富谷市市民活動団体登録申請書・変更届出書（様式第1号）に変更事項を記載して、速やかに市長に届出しなければならない。

(登録団体への支援)

第8条 市長は、次の各号に掲げるもののうち、登録団体の希望に応じて必要な支援を行うものとする。

- (1) 登録事項を市ホームページ等により、広く市民に公開すること。
- (2) 市民、公的機関等からの問合せに対し登録団体の情報を提供すること。
- (3) 市、県、関係機関等が実施する市民活動支援に関する事業、講座等の案内を行うこと。
- (4) その他市民活動の促進に必要な支援に関すること。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する登録の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申請を行ったことが判明したとき。
- (3) 登録団体としての信用を失う行為があったとき。
- (4) 登録団体から抹消の申し出があったとき。
- (5) 登録団体が解散したとき。

2 登録を抹消された団体は、速やかに富谷市市民活動団体登録証を市長へ返却しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による市民活動団体の登録の申請手続きその他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第3条、第7条関係）

富谷市市民活動団体

登録申請書

変更届出書

年 月 日

（あて先）富谷市長

申請者	〒	所在地
	氏名	
	電話番号	

富谷市市民活動団体登録要綱第3条の規定により、市民活動団体として
登録を受けたい
変更がありました ので

次のとおり関係書類を添えて
申請
届出 します。

(ふりがな)				<input type="checkbox"/> 公開不可	
団体名				<input type="checkbox"/> 公開不可	
(ふりがな)				<input type="checkbox"/> 公開不可	
代表者氏名				<input type="checkbox"/> 公開不可	
所在地	〒			<input type="checkbox"/> 公開不可	
電話番号				<input type="checkbox"/> 公開不可	
FAX番号				<input type="checkbox"/> 公開不可	
E-mail				<input type="checkbox"/> 公開不可	
ホームページURL				<input type="checkbox"/> 公開不可	
設立年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 公開不可	
会員数	名			<input type="checkbox"/> 公開不可	
担当者連絡先 ※代表者と異なる場合にご記入ください	氏名			<input type="checkbox"/> 公開不可	
	住所	〒			<input type="checkbox"/> 公開不可
	電話番号				<input type="checkbox"/> 公開不可
	E-mail				<input type="checkbox"/> 公開不可

活動目的				<input type="checkbox"/> 公開不可
活動分野 ※該当するもの全てに○をつけてください	保健、医療または福祉の増進		人権の擁護または平和の推進	<input type="checkbox"/> 公開不可
	社会教育の推進		国際協力の活動	
	まちづくりの推進		男女共同参画社会の促進	
	観光、産業の振興		子どもの健全育成	
	農業の振興		経済活動の活性化	
	文化、芸術またはスポーツの振興		地域安全活動	
	環境の保全		消費者の保護	
	災害対策、救助活動		職業能力開発、雇用支援	
	その他 ()			
活動内容				<input type="checkbox"/> 公開不可
活動日・時間	定例会： 有 · 無	活動日：		<input type="checkbox"/> 公開不可
	活動時間：			
主な活動場所				<input type="checkbox"/> 公開不可
団体PR				<input type="checkbox"/> 公開不可
会員募集	有 · 無			<input type="checkbox"/> 公開不可
会 費	有 · 無 (円/ 月 · 年)		<input type="checkbox"/> 公開不可

- 【必要添付書類】 会則又は規約（特定非営利活動法人は定款）
 構成員名簿
 申請する日の属する年度の活動計画書

富谷市市民活動団体 構成員名簿

団体名	
-----	--

No.	氏名	お住まいの市町村	18歳未満の方に○印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

- ① 欄が不足の場合は、コピーをしてお使いください。
- ② 別途、作成しているものがあれば、それを添付していただいてもかまいません。
- ③ 未成年者の会員が含まれる場合は、当該未成年者が保護者の同意を得ることを会則または規約に記載し、同意書等の書類は団体で保管ください。

◇当名簿は、富谷市市民活動団体の登録に関する事務以外の目的に使用することはありません。

◇◇住民登録の有無を確認する場合があります。

年度
富谷市市民活動団体登録証

団体名

代表者氏名

上記団体は、富谷市市民活動団体として登録をしていることを証明する。

年 月 日

富谷市長 若生 裕俊

【注意事項】

1. この証は、代表者が所持してください。
2. この証は、他の個人・団体に貸与することを禁じます。
3. この証の記載事項に変更があった時、または紛失した時は速やかに届出をし、再発行を受けてください。
4. 登録申請書に偽りの記載があった時などは、登録が取り消しになる場合があります。
5. 登録を抹消された場合は、速やかに申し出をしてこの証を返還してください。
6. 市内市民センターを利用する場合は、この証を呈示し使用許可を受けてください。
7. この証の有効期限は、年3月31日までとします。